

議案第27号

北名古屋市就学指導委員会条例の一部改正について

北名古屋市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成26年2月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、早期からの教育相談、支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援を行う附属機関の名称を変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

北名古屋市就学指導委員会条例（平成25年北名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 北名古屋市教育支援委員会条例

第1条中「適切な就学指導」を「適切な支援」に、「北名古屋市就学指導委員会」を「北名古屋市教育支援委員会」に改める。

第2条第2号中「心身に障害を有する」の次に「幼児、」を加え、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第7条第1項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 北名古屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中「就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。